

○ 西いぶり広域連合個人情報の保護に関する法律 施行細則

〔 令和 5 年 2 月 2 8 日
規 則 第 1 号 〕

(趣旨)

第 1 条 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 2 8 年個人情報保護委員会規則第 3 号）並びに西いぶり広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(室蘭市規則の準用)

第 2 条 この規則の施行については、室蘭市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年室蘭市規則第 2 号）の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(西いぶり広域連合個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 西いぶり広域連合個人情報保護条例施行規則（平成 1 9 年規則第 6 号）は、廃止する。
(西いぶり広域連合情報公開条例施行規則の一部改正)
- 3 西いぶり広域連合情報公開条例施行規則（平成 1 9 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条を次のように改める。
(室蘭市規則の準用)
第 2 条 この規則の施行については、室蘭市情報公開条例施行規則（平成 8 年室蘭市規則第 2 7 号）の例による。
第 3 条から第 9 条までを削る。
様式第 1 号から様式第 1 0 号までを削る。
(西いぶり広域連合行政不服審査法施行条例施行規則の一部改正)
- 4 西いぶり広域連合行政不服審査法施行条例施行規則（平成 2 8 年規則第 1

号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

西いぶり広域連合個人情報保護・行政不服審査会の設置及び行政不服審査に係る費用負担に関する条例施行規則

第1条中「西いぶり広域連合行政不服審査法施行条例（平成28年条例第1号。以下「条例」という。）」を「西いぶり広域連合個人情報保護・行政不服審査会の設置及び行政不服審査に係る費用負担に関する条例（平成28年条例第1号）」に改める。

第2条を次のように改める。

（室蘭市規則の準用）

第2条 この規則の施行については、室蘭市個人情報保護・行政不服審査会の設置及び行政不服審査に係る費用負担に関する条例施行規則（平成16年室蘭市規則第43号）の例による。

第3条から第5条までを削る。